

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入（履行）場所	納期（履行期限）	見積り依頼書公表日	見積り書提出期限	見積り合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	航空燃料輸送	陸上自衛隊北徳島分屯地	7.12.19	7.10.31	7.11.10 10時00分	7.11.10 10時00分		総額決定
		以下余白						

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒779-1116

住所 徳島県阿南市那賀川町小延413番地1

契約機関名 陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊（担当：金澤）

電話番号 0884-42-0991（内線：347）

FAX番号 0884-42-0993

オープンカウンター補足説明

1 契約条項を示す場所

徳島駐屯地第348会計隊徳島派遣隊において示す。

2 見積合わせの場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊徳島駐屯地第348会計隊徳島派遣隊 事務室
- (2) 日 時：令和7年11月10日（月）10時00分（一連番号1）

3 説明会

実施しない。

4 見積方法

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額（外税）を記入すること。

5 見積決定方法

総品目総額

見積決定にあたっては、単価金額が最低の価格の見積書をもって申込した者を契約の相手方とし、当該金額の10%（軽減税率対象項目については8%）当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって決定金額とす、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象項目については108分の100）を記載すること見積金額が当隊所定の予定価格の範囲内の最低価格の見積を決定者とする。なお、見積決定者となるべき最低価格の見積が2名以上ある場合は抽選により見積者を決定する。

6 契約書の作成

- (1) 契約金額が50万円以上の場合は請書を、150万円以上の場合は契約書を作成する。
契約書の記載要領については、落札決定後に説明する。
- (2) 適用する条項は下記の条項を適用する。
 - ア 基本契約条項
物品売買契約条項
 - イ 特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項。

7 その他

- (1) 入札及び契約心得は、中部方面隊ホームページ内の標準入札心得による。
- (2) この見積に関する公告及び陸上自衛隊オープンカウンター方式実施要領は陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊に掲示しています。
また、陸上自衛隊中部方面隊ホームページ
<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載しています。
- (3) 見積書は、随時第348会計隊徳島派遣隊事務所において配布します。
- (4) 規格の確認及び落札後の日程等調整は、下記の連絡先までお願いします。
- (5) 問い合わせ及び連絡先

見積及び契約に関する事項

〒779-1116 徳島県阿南市那賀川町小延413-1

陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊契約班 担当：金澤

TEL 0884-42-0991（内線347）

FAX 0884-42-0993

見 積 書

件名リスト一連番号 1

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	件 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	航空燃料輸送	仕様書のとおり	ST	1		
2	【内訳】					上記に①、②の合計金額を記入
3	① 輸送料		ST	1		
4	② 洗浄証明書発行料		ST	1		
5						
6						
7						
8						
9						
10						
納入（履行）場所			陸上自衛隊北徳島分屯地	納 期	令和7年12月19日	
落 札 方 法			総額決定	見積書有効期間		
契 約 保 証 金			免 除			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和7年11月10日

分任契約担当官

陸上自衛隊徳島駐屯地

第348会計隊徳島派遣隊長 前田 瑞貴 殿

住 所

会 社 名

代表者名

Ⓜ

市 価 調 査 書

件名リスト一連番号 1

¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	件 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	航空燃料輸送	仕様書のとおり	ST	1		
2	【内訳】					上記に①、②の合計金額を記入
3	① 輸送料		ST	1		
4	② 洗浄証明書発行料		ST	1		
5						
6						
7						
8						
9						
10						
納入(履行)場所		陸上自衛隊北徳島分屯地	納 期		令和7年12月19日	
落 札 方 法		総額決定				

令和7年11月7日

分任契約担当官

陸上自衛隊徳島駐屯地

第348会計隊徳島派遣隊長 前田 瑞貴 殿

住 所

会 社 名

代表者名

Ⓜ

申込日年日： . . .

見積参加申込票

公開日	令和7年10月31日(金)
件名	航空燃料輸送
見積日時	令和7年11月10日(月) 10時00分
見積場所	陸上自衛隊徳島駐屯地 会計隊事務室

会社名		
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		
担当者名		
参加方法 (該当する欄に○ をして下さい)	持参	郵便 / FAX

注意事項等

- 1 見積に参加を希望する場合は本申込票に必要事項を記入し下記の3の連絡先までFAXしてください。
- 2 見積書を郵送する場合
郵送する封筒の表に見積の件名、見積日時を朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認を実施してください。なお、FAXでの提出を可とする。その場合でも発送者の責により受信の確認をすること。
- 3 連絡先
第348会計隊徳島派遣隊 契約班 担当：金澤
TEL 0884-42-0991 (内線：347)
FAX 0884-42-0993
- 4 見積書書式等について
参加申込確認後、メールまたはFAXの方法にて該当する見積書を送付致します。

仕 様 書			
件 名	航空燃料輸送役務	部隊名	徳島駐屯地業務隊
<p>1 総 則</p> <p>この仕様書は、海上自衛隊と陸上自衛隊間における航空燃料の輸送役務に適用する。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 本輸送に使用する燃料運搬車をタンクローリーと称する。</p> <p>(2) 航空タービン燃料 J e t A - 1 を J e t A - 1 と称する。</p> <p>(3) タンクローリーへの燃料の積載を注油と称する。</p> <p>3 輸送品名及び数量</p> <p>(1) 輸送品目 J e t A - 1</p> <p>(2) 数量 2 0 K L</p> <p>4 輸送区間</p> <p>(1) 発地（注油場所）</p> <p>ア 部隊名 海上自衛隊呉造修補給所貯油所</p> <p>イ 所在地 〒737-0846 広島県呉市吉浦町乙廻</p> <p>(2) 着地（卸下場所）</p> <p>ア 部隊名 陸上自衛隊徳島駐屯地業務隊北徳島分屯地派遣班</p> <p>イ 所在地 〒771-0292 徳島県板野郡松茂町住吉字開拓 38 番 北徳島分屯地</p> <p>5 輸送時期</p> <p>(1) タンクローリーへの注油可能時期 令和7年12月15日（月）から18日（木）までの間で 官側が示す時期</p> <p>(2) 輸送完了時期 令和7年12月18日（木）1700まで</p>			

6 輸送要領

- (1) 輸送には、20KLタンクローリーを標準とし、車両の長さを12mまでとする。
- (2) アース接続箇所を有するタンクローリーを使用する。
- (3) Jet A-1の運搬に適合した、不純物及び異種燃料を含まない、乾燥を十分に行った運搬車を使用すること。
- (4) タンクローリー洗浄証明書(様式)を輸送日までに官側へ提出するものとする。

7 荷役要領

- (1) 海上自衛隊呉造修補給所貯油所でのタンクローリーへの積載は官側が、示した時間に官側のポンプを使用し官側の指示でタンクローリーへの注油を行うこと。
- (2) 陸上自衛隊北徳島分屯地での卸下は、当日の1700までの間に実施し、官側の燃料タンクポンプを使用し官側の指示に従い実施すること。
- (3) 注油及び卸下場所の細部については、別に示す。

8 燃料払出口等の規格

- (1) 燃料払出口(海上自衛隊 呉造修補給所)
3インチワンタッチ方式
- (2) 燃料受入口(陸上自衛隊北徳島分屯地)
KAMLOK、カプラー633-DB-3-SST

9 一般事項

- (1) 本役務の実施に当たり現場における検査官の指示に基づき実施するものとする。
- (2) 仕様書に不明な事項、疑義を生じた場合は、検査官と協議するものとする。
- (3) 作業の際、車両、物品等に損傷を与えた場合、請負業者の責任において原型に復旧するものとする。
- (4) 請負者は、作業等の実施に当たり安全な作業方法及び安全点検を実施し安全管理の徹底を図るものとする。

10 特記事項

- (1) 本役務において知り得た事項については、秘密を守るものとする。
- (2) 検査官が指示した必要な書類については、これを提出するものとする。

タンクローリー洗浄証明

契 約 件 名 : 航空タービン燃料 J e t A - 1
 洗 浄 方 法 :
 洗 浄 実 施 日 :
 洗 浄 実 施 場 所 :
 タンクローリー (車番) :
 前 回 搭 載 燃 料 種 :

タンク点検及び洗浄チェック表

タンクNo. 点検：洗浄項目	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7
目 視							
残 油 絞 り							
エアーブロー							
吸 引							
結 果	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否

上記のとおり、タンク内点検及び洗浄を実施し合格したことを証明いたします。

(年月日)

(会社名)

印